

第 6261 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月16日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続税の更正の請求

Q : 父の遺産分割がやっとまとまりました。当初申告は未分割で提出して、私は分割の結果、税額が少なくなります。この場合は、どうしたらいいですか？

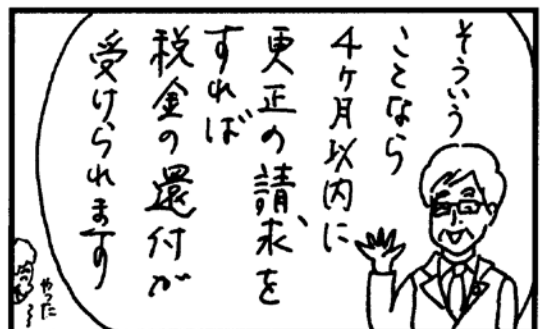
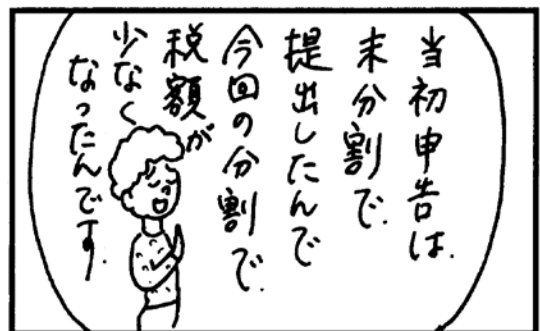
A : 分割が確定した翌日から4か月以内に更正の請求をすれば税金の還付が受けられます。

【解説】

相続税では、次の事由が生じた場合、その事由が生じたことを知った日の翌日から4か月以内に更正の請求をすれば、税金の還付が受けられることとなっています。

- ①未分割財産が分割された場合
- ②認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、相続の放棄の取消し等により相続人に異動が生じた場合
- ③遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定した場合
- ④遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと
- ⑤未分割財産が3年以内に分割されたことにより、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の適用により相続税の課税価格が減少した場合
- ⑥遺贈に係る遺言書の発見、遺贈の放棄があった場合

お尋ねは、①に該当しますので、分割が確定した翌日から4か月以内に更正の請求をすれば、税金が還付されることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】